

照会書 兼 再申入書

令和5年2月17日

〒002-8043

東京都渋谷区千駄ヶ谷2-1-8

Barbizon8

株式会社ヴィエリス

代表取締役 水沼 智博 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三四彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

当法人は、貴社に対し、下記のとおり照会と再申入れをいたします。

記

第1 貴社に対する照会事項と照会の理由

1 照会事項

- (1) 貴社とGFA株式会社との間の事業譲渡契約（代物弁済契約）において、
回答日現在までにエステティックサービス契約を締結した消費者及び
「KIREIMO」の店舗で施術を受けた消費者と貴社やGFA株式会社の契約
関係及び権利義務関係の定めを照会します。
- (2) 回答日現在までにエステティックサービス契約を締結した消費者及び
「KIREIMO」の店舗で施術を受けた消費者との関係で、不当利得の受益者

は貴社とG F A株式会社のいずれですか。

2 照会の理由

(1) これまでの当法人と貴社との間のやりとりの概要

ア 当法人は、令和4年6月30日付けで、貴社に対して、特定商取引法48条の定める解除又は同法49条の定める中途解約によって生じる精算金額を消費者に速やかに返還することを求めるとともに、返還の実施状況の周知措置、個別通知及び当法人への報告を申入れました。

イ 当法人からの申入れに対して、貴社は、令和4年7月20日付け回答書において、支援企業との間で基本合意の締結に至り、基本合意に伴う調達資金を運転資金に充当することで消費者への返金等を適時、適正化して、事業の再建に努めると表明するにとどまり、当法人の申入れには応じていただけませんでした。

(2) 貴社からの回答後に判明した事実の概要

令和4年7月20日付け貴社作成の回答書の受領後、本日までに貴社及びG F A株式会社からは以下の各点につき公表されています。

ア 令和4年9月28日付けG F A株式会社公表に係る「株式会社ヴィエリスからの一部事業譲受及び新たな事業の開始に関するお知らせ」（以下「G F A社お知らせ」といいます。）によれば、

① 貴社は、（正確な時期が当法人には不明ですが令和4年6月頃までに）G F A株式会社に対して総額3億4900万円に及ぶ「割賦債権」を債権譲渡されました。この「割賦債権」は、貴社が貴社と消費者の間でのエステティックサービス契約に基づき消費者を債務者とする割賦代金債権のものと推察いたします。

② さらに、貴社は、G F A株式会社に対して令和4年10月1日付けで7億7000万円の譲渡価額で貴社の「キレイモ」店舗のうち首都圏や地方中核都市を中心とした28店舗について事業譲渡の形式で、G F A

株式会社に対する代物弁済に充てました。

イ そのうえで、G F A社お知らせでは、「本事業譲受では法人を取得しないため法的に負債を引継ぐ必要性はございません」と記載されています。令和4年9月28日付け貴社公表に係る「キレイモをご利用されているお客様へ【重要なお知らせ】」と題する書面でも、「現在、ご契約頂いているお客様の未消化役務につきましては、G F Aとヴィエリスで別途覚書を締結し、ヴィエリスからの顧客の紹介と引き換えに、G F Aが月間1万件を限度として2022年12月までは無償で施術を引き受けていただけることとなりました」とし、「上記の契約締結は、一部事業譲渡であり、法人の譲渡ではないことから、G F Aには法的に未消化役務の引継ぎは発生いたしません。」と記載されています。

ウ ただし、前記ア①のとおり、貴社は、貴社が消費者に対して有する割賦代金債権が債権譲渡されており、中途解約時の精算金の取扱いが明らかではありません。また、G F A社お知らせでは、「本事業譲受では法人を取得しないため法的に負債を引継ぐ必要性はございませんが」としつつも、「当社が負担することで事業運営が円滑に進む場合、負債として引継ぐ金額は増える可能性があります。」と記載されており、負債の引継ぎを想定されているように読める文言があります。さらに、G F A社お知らせでは、代物弁済として事業譲渡がなされた事業譲受部門【28店舗】の資産、負債の項目及び金額として、「負債」の欄に「未払金」として5000万円が計上されており、何らかの債務の引継ぎが想定されています。

(3) 消費者との契約関係及び不当利得に関する照会事項

ア 貴社は、これまで多数の消費者との間で、貴社が消費者に対して特定の契約期間に特定の回数で脱毛の施術を主な内容とする役務を提供し、消費者が貴社に対して1回払い又は割賦払いにより代金を支払うという内容のエステティックサービス契約を締結されています。

イ 事業譲渡によって、譲受人が譲渡人の資産・債務・契約上の地位等のうちの部分を承継されるかは、事業譲渡契約（本件では代物弁済契約）によって決まると解されています。そのうえで、会社法21条以下の事業譲渡に該当するためには、得意先関係（本件では消費者）の移転があることが不可欠とも解されています。そのうえで、事業を構成する債務や契約上の地位の移転には個別に契約相手方の同意を要します。

ウ 消費者から当法人に寄せられた情報提供では、消費者としても、特定商取引法48条の定める解除（クーリング・オフ）又は同法49条の定める中途解約の相手方や精算金の請求先を迷われている内容のものがありません。当法人としても、特定適格消費者団体として特例法に基づき共通義務確認訴訟の被告や事前協議の申入れ先を特定する必要があります。

エ そこで、貴社とG F A株式会社との間の事業譲渡契約（代物弁済契約）の内容のうち、回答日現在までにエステティックサービス契約を締結した消費者及び「KIREIMO」の店舗で施術を受けた消費者と貴社やG F A株式会社の契約関係及び権利義務関係の定めを照会します。

オ また、エステティックサービス契約に関して特定商取引法48条の定める解除（クーリング・オフ）又は同法49条の定める中途解約によって生じる精算金額の法的性質は不当利得であるところ、回答日現在までにエステティックサービス契約を締結した消費者及び「KIREIMO」の店舗で施術を受けた消費者との関係で受益者が貴社とG F A株式会社のいずれかであるか、照会します。

第2 貴社に対する再申入事項と再申入れの理由

1 再申入事項

仮に前記第1項の照会の結果、貴社に対して不当利得返還請求権を有している消費者との関係で、以下の各点を再度申入れます。

- (1) 貴社は、消費者に対して、消費者との間でのエステティックサービス契約に関して特定商取引法48条の定める解除（クーリング・オフ）又は同法49条の定める中途解約によって生じる精算金額を速やかに返還してください。
- (2) 貴社は、消費者に対して、貴社のホームページに公表する等の方法により前記第1項の精算金の返還の実施状況を随時、周知するとともに、前記第1項の精算金の返還を受けられる消費者に対して返還金額と返還期日を個別に通知してください。
- (3) 貴社は、当法人に対して、第1項の精算金の総額、返還対象となる消費者の総数、精算金の返還の実施状況、並びに、第2項の周知及び通知の実施状況について、当法人に対して定期的に報告してください。
- (4) 令和4年7月20日付け貴社作成の回答書に言及されている、ホームページ上の「よくある質問」のリニューアルや中途解約もホームページ上で実施できる改修を進めているとの内容や進捗状況を具体的に開示してください。

2 再申入れの理由

(1) 消費者からの情報提供

ア 複数の消費者から当法人に対して、現時点でも依然として、貴社からの特定商取引法48条の定める解除（クーリング・オフ）又は同法49条の定める中途解約に伴う精算金額の支払いがない旨の情報提供が寄せられています。

イ 貴社は、前記第1の2(2)のとおり、令和4年7月20日付け貴社作成の回答書において、消費者への返金等を適時、適正化するなど表明されましたが、その表明が果たされていないものと評価せざるを得ません。

(2) 当法人からの再申入れ

ア 改めて、特定適格消費者団体である当法人は、貴社に対し、消費者に対して、消費者との間でのエステティックサービス契約に関して特定商取引法48条の定める解除（クーリング・オフ）又は同法49条の定める中途解

約に伴う精算金額を速やかに返還するよう求めます。令和4年7月20日付け貴社作成の回答書よりも具体的な返還計画の開示を求めます。

イ 消費者が速やかに精算金の返還を受けられるようにするため、精算金の返還の実施状況について貴社のホームページに公表する等の方法による周知と、返還対象の消費者に対して個別に通知を行うことを求めます。以上の返還の実施状況や周知、通知の実施状況について、当法人に対して定期的に報告をされるように求めます。

ウ なお、令和4年7月20日付け貴社作成の回答書では、ホームページ上の「よくある質問」のリニューアルや中途解約もホームページ上で実施できる改修を進めているとの言及がありましたが、その内容の分かるものと現在までの進捗状況を開示されるように求めます。

第3 回答の期限など

以上の照会に対する回答と再申入れに対する貴社の回答と初回のご報告を、令和5年3月15日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。

なお、本申入れは、特定適格消費者団体としての申入れです。貴社が消費者との間で使用されている契約条項や消費者に対する勧誘方法について、別途、適格消費者団体として差止請求権を行使する場合もありうることをご留意ください。

また、貴社からのご回答の有無及びご回答・ご報告いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

謹白